

## 長崎大学医学部良順会館使用内規

平成20年1月23日

医学科会議了承

### (趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学医学部良順会館（以下「良順会館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 良順会館は、医学部の教職員、学生等の国際学術交流、生涯学習等の場として、また、市民に開かれた施設として大いに活用され、学術文化の向上に寄与することを目的とする。

### (使用の範囲)

第3条 良順会館は、医学部又は医学部構成員が主催する式典、講義、講演会、公開講座、研究会その他の諸行事に使用するものとする。

2 前項の規定による使用に支障がない場合には、長崎大学主催の諸行事に使用させることができる。

3 前2項の規定による使用に支障がない場合には、学術団体その他の学外の団体で医学部長が適当と認めるものに使用させることができる。

### (使用承認の基準)

第4条 良順会館の使用を承認する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この内規に定める要件を満たしていること。
- (2) 参加者が限定されており、不特定かつ多数の者を参加させないものであること。
- (3) 収益を図るための入場料を徴収しないものであること。

### (使用の日時)

第5条 良順会館の使用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 良順会館は、次に掲げる日には使用することができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (使用承認の申請)

第6条 良順会館を使用しようとする者は、医歯薬学総合研究科総務課管理係（以下「管理係」という。）に申請し、医学部長の承認を得なければならない。

2 前項の申請は、使用日の1年前から申請することができる。ただし、第3条第1項に規定する使用のための申請は、その限りでない。

### (使用の承認)

第7条 医学部長は、前条に規定する申請を適当と認めるときは、これを承認する。

### (使用料)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、別に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 医学部構成員が使用する場で学会等に使用するとき。

(2) 第3条第3項に規定する団体が使用するとき。

(使用承認の取消し等)

第9条 医学部長は、次の各号の一に該当する場合には、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 医学部が緊急に使用する必要が生じたとき。

(2) 使用者がこの内規及び使用承認の条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を中止されたことによって、使用者に損害が生じた場合においても、医学部はその責を負わないものとする。

(使用上の注意)

第10条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、良順会館を使用しなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用が終了し、又は第9条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに良順会館の施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は過失により、施設等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(事故の責任)

第13条 使用者は、良順会館の使用中に生じた事故について、その責を負うものとする。

(事務)

第14条 良順会館の使用に関する事務は、管理係において処理する。

(補則)

第15条 この内規に定めるもののほか、良順会館の使用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成20年2月1日から施行する。